

徳島県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 0	石井神山	名西郡神山町阿野字井ノ谷三 九番一地从先から 同 七番一地从先まで 五	一〇七・五	令和七年十二月二日